

令和6年度

町政執行方針

月形町

令和 6 年度町政執行方針

I はじめに

令和 6 年第 1 回町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する所信と重点的な施策を申し上げ、町民の皆さん、町議会議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まずはじめに、1 月 1 日に発生しました能登半島地震では、大変大きな被害が発生いたしました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に衷心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、私が令和 2 年 9 月に町民の皆さんから町長として 2 期目の負託を受け、町政の舵取りを担わせていただいてから、3 年が経過し、任期の最後の年になります。この 3 年間で振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の脅威と戦う日々でありました。人々の命や健康、財産にまで大きな被害を与え、地域経済や社会活動までも危機に陥れる非常事態下、町民の皆さんの暮らしや町の経済を守るための施策を優先的に展開してきたところです。しかし、その間も未来に希望が持てる持続可能なまちづくりへの取り組みとして、町民保養センターなどの改修工事や義務教育学校の整備を着実に進めてまいりました。また、令和 5 年度は町制施行 70 周年の節目を記念して、式典をはじめとする事業を実施しました。

新型コロナウイルス感染症は昨年 5 月に 5 類感染症に移行し、少しずつではありますがコロナ禍前の日常を取り戻しつつあります。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻などに端を発したエネルギー価格の高騰や原材料費の上昇、さらには電気料金・ガス料金、食料品など必需品の物価高騰が町民の皆さんの生活と町内事業者の

事業活動に大きな影響を及ぼしており、社会を取り巻く状況は厳しさを増しております。本町も社会情勢の変化に対応しながら、国や北海道の動向を見極め、町の状況に即した生活支援や経済対策を進める所存です。

II 町政に臨む基本姿勢

町政に臨むにあたっての私の基本姿勢であります。これまでと同様に、まちづくりの目標であります月形町第4次総合振興計画と第2期月形町創生総合戦略に沿ったまちづくりを、町民の皆さんと情報を共有しながら進めてまいります。

現在の総合振興計画および創生総合戦略は令和6年度が計画の最終年度になります。今までの施策の効果検証をしっかりと行い、令和7年度から始まる「第5次総合振興計画」の策定につなげていきます。

本町が抱える行政課題は人口減少問題をはじめとして多岐にわたります。特に人口減少は地域の活力が失われていくものであり、地域コミュニティの維持をも困難にし、地域文化の継承などにも支障をきたすこととなります。また、生産性や経済力の低下を引き起こし、本町の財政運営にも大きな影響を及ぼすことから、新たな事業の導入や既存事業の見直しなど「事業の選択と集中」を職員全員が常に意識し、SDGsの基本理念であります「誰一人取り残さない社会の実現」に向けたまちづくりに取り組んでまいります。

III 主要な施策の推進

これより、令和6年度の施策について、総合振興計画の体系に基

づき申し上げます。

1 みんなにやさしく健やかなつきがた

はじめに、保健・医療・福祉分野について申し上げます。

一つ目は保健・医療についてであります。

全額公費負担であった新型コロナワクチンの接種費用は、本年4月以降は任意接種として自己負担となり、高齢者などが罹患すると重症化しやすい疾患であるため、65歳以上の方の接種費用を一部助成するよう検討しております。なお、接種時期は、秋頃の予定です。

発症すると痛みが長引くなどつらい病気である帯状疱疹については、50歳以上の方がワクチン接種を希望する場合、その接種費用を一部助成することにします。

新型コロナウイルス感染症をはじめ、未だ様々な感染症が流行しています。町としても感染症予防に関し積極的に情報発信や啓発活動を実施していきますので、町民の皆さんもワクチンを活用することを含め、引き続き感染症予防に心がけていただきたいと思います。

若いうちから健康に関心を持ってもらうことや、後期高齢者に移行しても引き続き健康を維持していただくことを目的に、35歳から39歳までの国民健康保険加入者の方および75歳以上の後期高齢者保険の方について、住民健診（血液検査等）の受診料を無料とします。

健診を病気の早期発見の機会にするだけでなく、自身の身体の状態を知り生活習慣を見直すきっかけにしていただけるよう、健診の周知や事後指導、健康づくり教室などの実施にも努めてまいります。

す。

国民健康保険事業につきましては、制度の安定的かつ効率的な運営を図るため、保険料率は令和12年度に全道統一化することとされています。

このような中、健康づくり対策としては、特定健診事業をはじめとした各種検診を積極的に実施し、保健指導による疾病予防を促進し、健康増進と医療費抑制に取り組んでまいります。

町立病院の運営状況は、病床利用率は令和4年度から10パーセント程度の落ち込みがあるものの、80パーセント前後を維持しております。外来患者につきましても若干の減少傾向にありますが、内視鏡の検査を増やすなど、診療行為の充実と経費節減など経営効率の向上により、令和5年度の一般会計の負担金は、令和4年度と同程度となっております。

病院の診療体制につきましては、本年4月から総合診療医1人の増員を図り、医師2人体制での診療を行います。また、病床機能や診療科などについても検討を行い、地域医療の充実を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しましたが、ウイルスの性質自体が変わったものではありませんので、今後も患者様への対応や感染対策を継続してまいります。

二つ目は福祉施策についてであります。

令和6年度から「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」が3年計画としてスタートします。障がいがある方が自分の望む場所で、その人らしい日常生活を送っていけるよう、町内外の福

社関係事業所と連携し、各種支援施策を推進してまいります。

また、発達に課題のあるお子さんに対しては、保護者および各関係機関との密接な連携のもと、発達段階や個性に合わせた訓練や保育・教育が受けられるよう引き続き支援してまいります。

市町村の策定努力義務とされております「月形町再犯防止推進計画」を、令和6年度を初年度として新たに策定いたしました。月形刑務所や保護司会、更生保護女性会など犯罪をした人の更生にかかわる関係機関と連携しながら、月形町の安全・安心を守りつつ犯罪をした人の社会復帰を支えてまいります。

なお、10年間の計画となっております「地域福祉計画」と「障がい者基本計画」につきましては、令和6年度が計画最終年となりますので、本町の実情に沿いながらも時代の変化に対応した新しい計画を、当事者や各関係機関のご意見を踏まえながら策定してまいります。

高齢化率が上昇の一途をたどっている本町においては、高齢者の皆さんが住み慣れた地域にできるだけ長く住み続けられるような地域包括システムの充実が必要です。より安心して住みやすい町になるよう、今後も様々な角度から検討し、必要な介護サービスや生活支援を行ってまいります。

「月形町第9期介護保険事業計画・第10期高齢者保健福祉計画」も3年計画として令和6年度から開始となります。

介護保険料の基本額は、計画を開始して以来初めて金額を据え置き、月額5,900円といたします。

この先も皆さんが負担する介護保険料を抑えていくためには、一人ひとりができるだけ長く介護を必要としない健康的な生活を維持

していく「介護予防活動」が重要です。令和5年度から開始している高齢者の生活習慣病予防と疾病の重症化予防および介護予防に対する一体的な取り組みにつつまして、保健担当と国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の各担当部署が連携を図り推進してまいります。

三つ目は子育て支援についてであります。

妊娠届出時と妊娠後期に子育て世代包括支援センターの保健師が面談し、不安の受け止めや助言、情報提供などの支援を行うとともに、妊娠中と出生後に5万円ずつ計10万円を給付する「出産・子育て応援交付金事業」を今年も昨年同様に実施します。

出産後の心身のケアとして、訪問や通所で専門の助産師の支援が受けられる「産後ケア事業」については、一部利用料をいただいていたが、より気軽に利用しやすくするため、令和6年度より無料とします。

また、引き続き、乳幼児等医療費の無償化および町外医療機関通院費の助成により、子育て世帯を支援してまいります。

令和5年度は、保育料無償化の影響もあり認定こども園に入所する0歳から2歳のお子さんが急増し、保育士等の人材確保の難しさが深刻な課題となりました。保護者の皆さんがお子さんを安心して預けられるように、花の里こども園の指定管理者と協力しながら保育士の確保に努めてまいります。

また、学童保育所についても、支援員の人材確保が課題になっており、土曜日の家庭保育などにご協力をいただくなどして対応しております。お子さんの安全をしっかりと守り、放課後を安心して楽

しく過ごせるよう、人材確保に努めるとともに、保育環境を充実してまいります。

2 豊かでにぎわいのあるつきがた

次に、産業分野について申し上げます。

一つ目は農林業についてであります。

去年は、記録的な猛暑により、水稻をはじめ花きや蔬菜類などの様々な作物が、生育障害による収量の減少や品質低下に見舞われたところですが、月形町農協のゆめぴりかが「ゆめぴりかコンテスト」の空知地区予選で見事準グランプリに選ばれたことに、あらためて生産者の方々の努力を感じているところであります。しかしながら肥料や飼料、燃油、電気料、生産資材などの価格高騰は依然として続いており、農業の経営においては非常に厳しい一年となりました。

これらの厳しい情勢を踏まえ、本町の農業を守り育てていくためにも、農畜産物の価格の適正化や輸入依存度が高いとされる小麦や大豆、肥料、飼料、資材などの国産化など、食料の安定供給の確保に向けた対策を講じるよう国や道へ要請するとともに、農協をはじめとした関係団体の皆さんと情報の共有を図りながら、農業経営への影響緩和に資する取り組みとあわせ、将来の担い手の確保と現在の担い手が最大限に能力を発揮できる環境の整備を進めてまいります。

担い手の確保につきましては、農業に挑戦したいと希望する方々に、本町の農業の魅力をはじめ、地域おこし協力隊の制度や就農に向けた様々な支援制度を紹介し、広く招致に取り組むとともに、現在、就農を目指して実習中の4名の地域おこし協力隊員に対しても、

関係機関と連携のうえ就農に向けて支援してまいります。また、今後も切れ目なく実習者を招致し、就農者を輩出するために、実習者向け住宅の整備を行い、研修環境の一層の魅力向上・充実を図ること、地域農業の新たな担い手の確保につなげてまいります。

特産品の生産振興につきましては、施設園芸作物の生産体制を強化する取組みに引き続き支援を行うとともに、作業の効率化や人手不足の解決に有効な手段である省力化設備の導入に対しても助成してまいります。

産地としての魅力向上につきましては、月形産農産物の認知度を高める取り組みや、自ら生産した農産物を用いた加工品の開発、販売に対する取り組みについて、引き続き支援してまいります。

森林保全と林業振興につきましては、森林経営に関する意向調査の結果を踏まえ、そらち森林組合と連携して私有林の所有者に対し、森林環境譲与税の活用も含めた森林整備を啓発してまいります。また、令和5年度に北海道が町と民間企業と連携して実施した「ほっかいどう企業の森林づくり事業」をはじめ、企業がゼロカーボンへの取り組みの一環として行う植樹活動を通じた森林整備も進めてまいります。

二つ目は商工業と観光についてであります。

商工業につきましては、月形町中小企業等振興基本条例に基づき、地域経済の活性化のため、町が発注する工事や事業については、地元企業の受注機会の確保が図られるように努めてまいります。

また、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、エネルギー価格や原材料費の高騰、電気料金やガス料金、生活必需品の値上

げなどが、町内経済に大きな影響を与えています。引き続き町内で事業を継続していただくため、月形商工会と更に連携を深め、プレミアム付き商品券の発行事業のほか、事業所の融資に対する償還金利子補給事業や北海道信用協会の信用保証料助成などの事業を継続いたします。さらに、後継者不足などを理由に廃業する店舗などが増えているため、国、北海道と協働によるU I Jターンによる新規就業者や町内商工業事業所の後継者への支援を行ってまいります。

昨年着手し、改修工事を進めている町民保養センター等は、工事完了後、本年9月のリニューアルオープンを目指しております。

登録を目指している道の駅については、24時間トイレや周辺駐車場を整備し、交通利用者や皆楽公園エリアへの来訪者がゆっくりと休憩し、アウトドアや食事などを楽しめる観光拠点として、町民保養センターと同時にオープンする予定です。また、道の駅の名称につきましては、昨年8月に募集を行った結果、道内外から142件の応募があり、選考委員会の審査により「275つきがた」に決定しており、現在、登録申請の手続きを行っております。

皆楽公園は、昭和59年の開園から40周年を迎えます。この間、町内外から大勢の方にご来園いただきました。今後も町民保養センターのリニューアル、道の駅の開設を機に、皆楽公園エリアを一層魅力ある場所として、町内外に広くアピールし、交流人口の増加、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、町民保養センター等の指定管理を予定している月形町振興公社につきましては、引き続き国の地域活性化起業人制度を活用し、一層の経営改善に取り組むとともに、新しく生まれ変わる町民保養センター等を月形町の観光拠点としてより魅力あるものにするよう

努めて施設運営に当たってまいります。

観光イベントにつきましては、昨年、4年ぶりに「つきがた夏まつり」が開催されました。コロナ前までとは違い1日での開催ではありませんでしたが、当日はたくさんの来場者で久しぶりに町内が活気にあふれていました。令和6年度につきましても、町の活性化のため、つきがたイベント委員会などの協力を得ながら企画してまいります。

3 快適で安全・安心なつきがた

次に生活環境分野について申し上げます。

一つ目は廃棄物・上下水道についてであります。

廃棄物対策につきましては、基本的な取り組みである廃棄物の排出抑制・再資源化による循環型社会の形成を推進するため、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を意識したごみの減量化と資源の再生利用を図るための普及啓発に、町民の皆さまとともに取り組んでまいります。

また、ごみの焼却処理につきましては、引き続き岩見沢市、美唄市および月形町の広域による処理を行ってまいります。

社会問題でもある悪質な不法投棄や野焼きについては、月形町環境保全推進協議会、警察などと連携を図り防止対策に努めます。

生活飲用水の供給につきましては、月新水道企業団と十分な連携の上、区域内に安定した供給を行うとともに、上水道未給水区域におきましては、生活飲用水を確保するための助成を継続してまいります。

し尿と生活排水処理につきましては、合併浄化槽の設置および設備修繕について、引き続き助成を行います。

また、下水道事業につきましては、汚水処理施設機能の強化事業を進めつつ安定的な維持管理を行い、引き続き、2カ所ある汚水処理施設の将来構想について検討してまいります。

二つ目は消防・防災についてであります。

消防につきましては、安全・安心の確保のため、組織力と機動力を最大限に発揮し、頻発する自然災害をはじめ、多様化する各種災害に迅速に対応するため、高度化・専門化する消防業務を的確に任務遂行できるよう消防体制の確立に努めます。

また、消防防火体制の中核的役割の消防団につきましては、団員数が減少傾向にあることから町内の事業所や団体の一層のご理解とご協力を得て団員確保に努めるとともに、地域防災力の強化に取り組んでまいります。

近年、日本国内はもとより、世界各国において大規模な地震や大雨などの自然災害が発生しており、本年1月1日には石川県能登半島で最大震度7の揺れを観測する地震が起き、建物の倒壊や津波により多数の死傷者が出る大災害となりました。

本町では、月形町地域防災計画や避難所運営マニュアルにより、大規模な自然災害に備えているところではありますが、災害時の被害軽減と速やかな復旧のためには、公助に加え、地域での自助・共助による防災活動の取り組みが重要であるとともに、日頃から地域防災に対する意識を共有することが大切であることから、様々な啓発活動を通じて、地域の防災力向上に努めてまいります。

防災情報をはじめとする町からの各種情報については、これまでIP告知端末により配信してきましたが、運用開始から14年ほど

が経過し、施設の老朽化に伴う維持管理費用が増加しています。また、近年はスマートフォンが普及するとともに、情報伝達に有効な手段の開発も進んでいることから、I P 告知端末の運用については、令和7年9月末をもって終了し、今後の情報伝達のために、町の公式ラインを開設することとします。これらの情報伝達手段の切り替えが速やかに行われるよう、スマートフォンの購入助成による普及拡大に取り組んでまいります。

三つ目は交通安全・防犯についてであります。

令和5年の北海道における交通事故による死亡者数は131人と前年を16人上回り、また負傷者は10,601人と前年を816人上回っています。月形町内では、平成27年から交通死亡事故ゼロを継続してきましたが、昨年9月23日に大型トレーラーのドライバーの死亡事故が発生し、交通死亡事故ゼロは3,010日で途絶えてしまいました。

交通死亡事故をなくすためには、町民一人ひとりが交通安全に対する意識を強く持ち、子どもやお年寄り、障がい者などの社会的弱者を守ろうとする気持ちは大切です。今後も月形町交通安全推進協会や月形町交通安全指導員と連携して、交通安全運動期間中の街頭啓発などを展開し、交通安全意識の高揚と事故防止に努めてまいります。

また、引き続き「高齢者等運転免許証自主返納支援事業」を行い、運転免許を自主的に返納しやすい環境づくりを進めてまいります。

防犯につきましては、今後も月形防犯協会および岩見沢警察署月形駐在所・札比内駐在所と連携し、犯罪のない明るく住みよいまち

づくりを推進してまいります。万が一犯罪被害が発生した場合には、本年1月1日に施行した、「月形町犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が必要とする支援や被害の早期の回復を図ることが出来るよう、警察などの関係機関と連携して対応してまいります。

四つ目に地球温暖化対策事業についてであります。

本町では、令和5年度に策定した「月形町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」により、令和12年度までに温室効果ガス50パーセント削減を目指すこととしており、二酸化炭素（CO₂）排出量削減に向けては、事業者の皆さんからいただいた様々なご意見を基に、CO₂排出量削減の有効性や本町の活性化効果も考慮し、令和7年度の施策として具体化できるよう検討を進めます。

また、地球温暖化対策事業の一環として、昨年に引き続き、小・中・高校生を対象とした啓発事業や地球温暖化防止標語を募るなど、次代を担う子どもたちの環境意識の醸成に努めてまいります。

4 人が輝き文化が薫るつきがた

次に、教育・文化分野について申し上げます。

一つ目は教育・文化・スポーツについてであります。

本町の教育行政を推進するための指針である「月形町教育大綱」に基づき、総合教育会議をはじめ、教育委員会、社会教育委員会、スポーツ推進委員会など様々な機会を通じ、町民の皆さんが、生涯学び続け、充実した生活を営むことができるよう、生涯学習の推進を図ってまいります。

学校教育につきましては、月形町義務教育学校の令和9年度開校に向け、令和5年度に行った基本設計に基づき実施設計に着手し、令和7年度着工、8年度竣工を目途に事業を進めてまいります。

「月形の子どもは月形で育てる」を合言葉に、小中学校の教育の充実はもとより、月形町教育振興会の研修などを通じ、花の里こども園から月形高校までが連携し、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を育む教育を推進します。

また、学校給食につきましては、子育て世代を経済的に支援するため、無償化を継続します。

文化・スポーツの振興につきましては、町民の学びを保障し、生涯学び続けられる学習環境づくりに、各文化・スポーツ団体の協力を得ながら取り組んでまいります。

月形樺戸博物館は、令和5年度に開館50周年を迎えましたが、博物館の一層の発展、充実に向け、冷暖房設備を整備いたします。また、月形町図書館においても、読書をはじめ学習環境の充実のため、冷房設備を設置します。

月形高校の存続につきましては、厳しい状況が続いておりますが、月形町人づくり振興協議会において、月形高校の魅力の発信や生徒への支援の拡充など必要な対策を講じてまいります。

なお、教育分野の具体的な執行方針につきましては、教育長より申し上げます。

二つ目は国際化・地域間交流についてであります。

本町では、国際化に対応できる人材育成のため、小中学校での外国語指導助手（ALT）による英語授業をはじめ、花の里こども園

へのALTの派遣など、幼少期から外国語に触れることができる環境を提供してまいりました。これからも、小中学生への実用英語技能検定の受検促進、青少年健全育成基金による海外派遣事業など英語教育環境の更なる充実を進めてまいります。

新潟市月潟地区との児童交流につきましては、今後もオンラインを中心とした交流を継続してまいります。また、福岡県中間市とは、令和5年度は月形小学校4年生が月形潔について学習し、令和6年度は中間市についての学習へと広げていく予定です。

このほか、月潟地区および中間市との交流につきましては、引き続き特産品の相互販売などを通じた交流を継続してまいります。

5 発展への基盤が備わったつきがた

次に生活基盤分野について申し上げます。

一つ目は住宅施策についてであります。

町営住宅につきましては、計画的に修繕を実施し、適正な管理に努めてまいります。なお、令和6年度は今後10年間の方針を示す月形町住宅マスタープランおよび月形町営住宅長寿命化計画を策定いたします。

定住化促進事業につきましては、新築住宅建設や中古住宅購入、住宅リフォーム、民間賃貸住宅建設および改修への支援を継続してまいります。また、危険空き家対策として、一定の判定基準を設け、除却補助を継続し、安心して暮らせる住環境の充実を図ってまいります。

令和5年度から新たにはじめた移住体験事業「保育園留学」につきましては、全国の体験を希望する方々に月形町の魅力を伝えると

ともに、花の里こども園とも協調して、交流人口の増加に向けて取り組んでまいります。

町内3カ所の分譲宅地につきましては、快適な住まいづくり住宅補助制度を活用して購入していただけるよう、引き続きPRに努めてまいります。また、町内に潜在する空き家の情報収集を進め、町の住宅修繕に対する助成制度も周知しながら、空き家・空き地バンク制度を活用した定住化を促進してまいります。

二つ目は道路・河川・公共交通についてであります。

町道整備につきましては、主に旧JR札沼線の踏切跡部分の道路拡幅工事を実施し、快適で安全な道路整備を進めてまいります。

橋梁につきましては、月形町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、北17号橋補修工事と青北橋の補修設計に取り組んでまいります。

除雪につきましては、年々深刻化する除雪従事者の担い手不足への対応として、少しでも従事者の負担が軽減されるよう、令和5年度から除雪路線の見直しを行い、3路線を廃止させていただいたところです。除雪路線の廃止にあたっては、町民の皆さんのご理解とご協力を賜りましたことに感謝申し上げます。

今後も効率的かつ計画的な除排雪業務を遂行するため、引き続き除雪機械運転免許取得支援事業をはじめとした担い手確保の取り組みを進め、安心安全な道路環境の確保に努めてまいります。また、老朽化する除雪車両の計画的な整備として、タイヤショベルを更新し、機動力の増強を図ってまいります。

国や道が管理する道路につきましては、適正な維持管理や安全性の確保を関係機関に強く要望してまいります。

河川整備につきましては、河川氾濫を踏まえ立木伐採など、河川の適正な維持管理を行ってまいります。また、国や道が管理する河川につきましては、治水や砂防対策などを引き続き関係機関に要望してまいります。

旧 J R 札沼線鉄道用地につきましては、昨年 6 月に J R 北海道より用地を譲り受け、農業振興を目的として農業関係者への先行譲渡を開始しました。令和 6 年度においても、農業関係者への譲渡に加え、農業関係者以外への一般譲渡も進めてまいります。

レール等の鉄道施設の撤去工事につきましては、今後も計画的に実施していくとともに、譲渡対象外の用地については、町有地として適正管理に努めてまいります。

本町の公共交通の維持・確保のため、令和 6 年度から 10 年度までの 5 年間の「月形町地域公共交通計画」を策定します。人口減少とともに公共交通の利用も減少しており、将来を見据えて今から町民と行政、交通事業者などが問題、課題を自分事として捉え、町全体で危機感や必要性を認識していく必要があります。「安全・快適に暮らせる交通まちづくり」を基本方針に、我が町における移動手段の確保と、持続可能な公共交通体系を考えてまいります。

こうした状況の中、北海道中央バスより、中央バス月形線の運行の撤退表明がありました。身近な生活圏である岩見沢市と本町を結ぶこの路線は必要不可欠であることから、関係自治体と連携・協力しながら、現在の運行体系を維持する代替バスの運行準備を進めてまいります。

令和 4 年度から本格運行を開始した「おでかけハイヤー」は利用登録者数が 200 名を超え、多くの町民の皆さんにご利用いただい

ております。町内の交通空白地帯の解消と日常生活の支援という考えのもとに、本事業を継続してまいります。

三つ目は総合窓口の推進についてであります。

総合窓口については、来庁者に対する案内はもとより「各種手続きのワンストップ化」などを着実に進めるとともに、「書かない窓口化」の推進など住民視点での窓口サービスを向上させてまいります。

本年12月からは現行の健康保険証は発行されなくなることから、原則「マイナ保険証」をご利用いただくこととなります。マイナンバーカードによる行政サービスのオンライン手続きやマイナポータルとの連携による利便性の向上に向けて、引き続き、マイナンバーカードの普及促進に取り組んでまいります。

6 ともに生き、ともにつくるつきがた

最後に協働・行財政分野について申し上げます。

一つ目は地域コミュニティについてであります。

人口が減少する中、地域におけるコミュニティ活動はますます重要性を増す一方、人口減少が地域コミュニティ機能の低下を招くことが予想されます。行政区活動支援交付金を引き続き有効に活用していただくことで、行政区や町内会活動の活性化と効率的な運営を推進してまいります。

本町のコミュニティ活動の拠点となる施設として計画する「地域拠点施設」については、令和6年度は、施設整備や事業内容、運営方法などを検討する際、民間事業者との対話を通じて、事業者の意見や様々な提案を把握するサウンディングを予定しています。この

サウンディングにより、公共施設の有効活用や公共事業への民間活力の導入の可能性を検討してまいります。

二つ目はまちおこし・地域活性化についてであります。

ふるさと納税につきましては、令和5年度におきましても全国の多くの皆さんからご支援をいただいていることに改めて感謝を申し上げます。全国からいただいたご支援を次代を担う子どもたちへの支援や基幹産業の農業振興など、町の活性化のために活用させていただくとともに、特産品などの返礼品を通じて月形町のPRを行ってまいります。なお、昨年10月からふるさと納税制度における返礼品の取扱いが厳格化されており、本町におきましても少なからず影響が出ている状況ですが、寄付サイトの増設や返礼品の開発などを行い、ふるさと納税寄附金の維持、増収に努めてまいります。

まちおこし、地域おこしの一翼を担っております地域おこし協力隊につきましては、現在、6名の隊員が着任しておりますが、令和6年度につきましても引き続き募集を行い、移住促進と担い手の確保などに努めてまいります。

また、町の情報発信に必要な公式ホームページは、導入から既に10年以上が経過しており、現在のデジタル化に対応した利便性の高いシステムに更新することとします。

本町の歴史をまとめた「月形町史」は、昭和60年の発刊から40年以上が経過しています。貴重な歴史的資料が時間の経過により失われないように、月形町史編さん委員会を設置し、新たな町史の編さん事務を進めてまいります。

地域の文化芸術を広める活動拠点施設「ツキガタ・アートヴィレ

ツジ」は、廃校利用の新たな活用方法として大きな期待を寄せています。文化、芸術活動を推進していく活動とともに、地域住民との交流やイベント活動も積極的に実施しており、町としても活動支援を行ってまいります。

三つ目は自治体経営についてであります。

財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではありますが、多様化する町民ニーズへの対応や社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、財源の確保に努めるとともに、既存の事務事業の精査や見直しを行うことにより、次世代にできるだけ重荷を残さぬよう、効率的で無駄のない財政運営に努めてまいります。

公共施設については、施設の老朽化や人口減少に伴い利用需要が変化していることなどを踏まえ、長期的な視点に立って公共施設等総合管理計画の見直しに着手します。

近年、地方自治体における事務量は増加し、業務も専門性が高くなってきていることから、職員の政策形成能力と事務処理能力の向上を図るため、各種の研修受講による職員育成とデジタル技術を活用した業務改善に取り組んでまいります。

また、現在の人口減少や少子高齢化などの社会問題への対応には、南空知による圏域での取り組みが重要となります。質の高いサービスを持続的に提供していくため、行政事務の効率化や経営資源の共同利用等を見据え、構成自治体と連携・協力し、定住自立圏の形成に向けた取り組みを進めてまいります。

IV 令和6年度予算大要

国の令和6年度地方財政対策では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税などの一般財源総額については、令和5年度を上回る額が確保されていますが、昨今の継続的な円安と、これに伴う国内の本格的なインフレの始まりにより、今後の税収や地方交付税等の継続的で安定した確保には不安を感じざるを得ません。

一方、歳出については、義務的経費の占める割合が依然として高く、また、物価高騰や施設の老朽化などにより物件費や維持補修費についても増加傾向にあり、予算編成は例年以上に困難なものでありました。

こうした厳しい状況下、経常経費および事務事業の一層の見直しを図り、最小の経費で最大の効果を上げるように努めてまいります。

令和6年度予算については、総合振興計画、創生総合戦略の進捗状況を踏まえ、効果的な事務事業の推進が図られるよう、予算案を編成しました。

その結果、各会計および公営企業会計の予算規模は、

一般会計

54億4,400万円〔対前年度比 29.7%増〕

国民健康保険事業特別会計

4億7,845万円〔対前年度比 10.4%増〕

介護保険事業特別会計

4億2,578万円〔対前年度比 0.7%増〕

後期高齢者医療特別会計

7,293万円〔対前年度比 11.9%増〕

国民健康保険月形町立病院事業会計

収益的収支 6億7,815万6千円〔対前年度比 2.7%増〕

資本的収入 1億1,386万7千円〔対前年度比 233.8%増〕

資本的支出 1億3,420万6千円〔対前年度比 109.4%増〕

農業集落排水事業会計

※令和6年度より地方公営企業法に基づく公営企業会計に移行

収益的収入 1億1,935万1千円〔対前年度比 ー〕

収益的支出 1億1,825万6千円〔対前年度比 ー〕

資本的収入 1億 513万4千円〔対前年度比 ー〕

資本的支出 1億3,099万3千円〔対前年度比 ー〕

としたところであります。

V むすび

以上、令和6年第1回月形町議会定例会にあたり、町政執行の基本的な方針と主要な施策について述べさせていただきました。

未だ終わりが見えない新型コロナウイルス感染症や世界における紛争などが、エネルギー価格や物価高騰に影響を与え、地方を取り巻く環境は、未だかつてないような厳しい状況にあります。

また、時代の潮流であるデジタル技術や脱炭素化社会といった政策課題への対応も求められており、この課題に対応した町政運営を推し進めていかなければなりません。

現下の月形町は多くの先人たちが労苦を重ね、その礎の上に成り

立っています。

私は、その先人たちへの感謝の心を忘れることなく、愛する月形町の更なる発展のため、町民の皆さん並びに町議会議員各位のご意見やご提言に真摯に耳を傾け、常に「誰もが安心して豊かに暮らせる共生のまち月形」に向かい、職員とともにまちづくりに取り組んでいく所存であります。

町民の皆さん、町議会議員各位の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和6年度の町政執行方針といたします。